

追加資料

既に特許庁は、大麻草由来の植物エキスを使った医薬品特許を認めています！

厚労省見解

大麻草の薬用植物としての利用は、WHO で医薬品の価値がなく、最も危険性が高いスケジュール I で規制しているので批准国である日本においても研究等を禁止している。

しかし、EU 諸国をはじめ先進国では、大麻草が研究され規制緩和が進んでいます。

大麻草由来の植物エキスを使った医薬品を製造販売しているイギリス GW 製薬から既に日本向け特許が取得されています。

医師すら研究出来ない日本の制度は世界から 20 年以上遅れをとっています。

はこのままで良いのでしょうか？

GW 製薬のカンナビノイド医薬品関連特許

文献番号	発明の名称	カンナビノイドの種類
特開2015-038137	腫瘍細胞の移動の阻害	THC,CBD,CBN,CBG,CBC
特表2014-533680	睪島細胞の保護に使用するためのテトラヒドロカンナビバリン(THCV)	THCV
特表2014-530247	乳がんの治療に使用されるフィトカンナビノイド	THC,CBD
特表2013-523708	てんかんの治療におけるフィトカンナビノイドカンナビジバリン(CBDV)の使用	CBDV
特開2013-241471	神経因性疼痛の治療用カンナビノイド	CBDとその誘導体,THCとその誘導体
特開2012-051925	関節炎における疾患および/または症状を治療するための薬学的組成物	CBD,CBDV,THC,THCV
特開2012-051918	カンナビノイドの新規用途	THCV
特表2011-522029	カンナビノイドの組合せの抗腫瘍効果	THC,CBD
特表2011-509989	カンナビノイドの新用途	CBD,THCV
特表2010-532781	カンナビジオールおよびテトラヒドロカンナビジバリンを含む新規医薬製剤	CBD,THCV
特表2010-524912	カンナビノイド含有植物抽出物の新規な用途	THC,CBD,THCA,CBDA,CBG,CBC他
特表2009-539961	カンナビゲロールを含有する医薬組成物のうつ病の治療のための使用	CBG
特表2009-538893	カンナビノイドの新規な使用	CBDとその誘導体

出展：特許情報プラットフォームより

特許法には、特許を受けることができない発明として、第三十二条に「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」と明記してあります。

<公序良俗>

公の秩序と善良な風俗をいう。前者は国や社会の秩序ないしは一般的利益、後者は世の中の一般的道徳感を指す。略して公序良俗というが、社会的な妥当性や人々が持つ健全な良識に反しないかどうかを指しており、これに反する行為は無効とされる（民法90条）と記されています。

日本では大麻取締法によって大麻草の研究や利用が禁止されており、大麻＝麻薬という概念が一般的であり、そのような大麻を使った特許は、十分に公序良俗に違反し、公衆の衛生を害するおそれがある発明と判断してもよさそうですが、特許庁にはその考え方を採用していないことがわかります。

つまり、大麻草に含まれる成分の利用は、社会の秩序ないし一般的利益、世の中の一般的道徳感に反していないと考えられます。

このことからすると、特許庁・経済産業省は大麻草の成分の医療目的の利用は、公序良俗に反しないということではと推察いたします。

闘病に苦しむ患者さんの為にも是非とも大麻草の医療研究推進にご協力をお願い申し上げます。